

## 行田市ふるさとづくり事業（A・B・C事業）の審査について

### 1. 審査方法

提案されたA・B・C各事業について「2. 審査基準」に基づきそれぞれ審査を行う。

(1)A事業(日本遺産構成資産等建築物改修・活用事業)

提案書類及び公開プレゼンテーション(現地確認を含む)による審査

(2)B事業(行田らしいまち並みづくり事業)及びC事業(おもてなし・にぎわい創出事業)

提案書類による審査

### 2. 審査基準

各委員は、次の審査基準に基づき、審査項目ごとに「○」「△」「×」で審査（評価）を行う。

※「評価」欄

○：ふるさとづくり事業として実施することに適した提案

△：事業内容を一部修正(精査)することにより、ふるさとづくり事業として実施することに適した提案

×：ふるさとづくり事業として実施することに適しない提案

※「評価の理由」欄

「評価」欄に「△」又は「×」を記入した場合は、改善点等指摘事項を記入する

### ＜A事業＞

| 審査項目        | 審査の視点   | 評価 | 評価の理由(改善点等指摘事項) |
|-------------|---|----|-----------------|
| 地域性         | 一定のエリア内(行田地区及びその周辺)に該当するか、又は日本遺産の構成資産であるか   |    |                 |
| 施工業者        | 市内事業者の施工であるか(市外事業者が施工する場合は、適切な理由があるか)   |    |                 |
| 建築物の価値等     | 歴史的建築物に該当するか  |    |                 |
|             | 歴史的価値を損なわない改修・改造であるか  |    |                 |
| 妥当性         | 事業の目的や内容がふるさとづくり事業の趣旨に合致しているか   |    |                 |
|             | 事業内容や事業費、スケジュールは妥当か<br>(補助対象経費以外の費用が含まれてないか)<br>(積算額は妥当か)(事業内容や実施方法は具体的に考えられているか) |    |                 |
| 貢献性         | まちの活性化や賑わい創出が期待できるか   |    |                 |
| 発展性         | 将来に向けて波及効果が期待できるか   |    |                 |
| 継続性         | 10年以上にわたり活動が期待できる事業計画となっているか  |    |                 |
| その他<br>特記事項 |   |    |                 |

## 2. 審査基準（つづき）

### ＜B事業＞

| 審査項目        | 審査の視点   | 評価 | 評価の理由(改善点等指摘事項) |
|-------------|---|----|-----------------|
| 地域性         | 一定のエリア内（行田地区及びその周辺）に該当するか   |    |                 |
| 施工業者        | 市内事業者の施工であるか（市外事業者が施工する場合は、適切な理由があるか）   |    |                 |
| 対象者         | 建築物等の所有者又は借受人か  |    |                 |
| 妥当性         | 事業の目的や内容がふるさとづくり事業の趣旨に合致しているか<br>事業内容と事業費、スケジュールは妥当か<br>(補助対象経費以外の費用が含まれてないか)<br>(積算額は妥当か)（事業内容や実施方法は具体的に考えられているか）<br>まち並み景観及び機能の観点から、改修の必要性が認められるか |    |                 |
| 公益性<br>貢献性  | まち並み景観に貢献するか  |    |                 |
| その他<br>特記事項 |   |    |                 |

### ＜C事業＞

| 審査項目        | 審査の視点  | 評価 | 評価の理由(改善点等指摘事項) |
|-------------|--|----|-----------------|
| 地域性         | 一定のエリア内（行田地区及びその周辺）に該当するか  |    |                 |
| 施工業者        | 市内事業者の施工であるか（市外事業者が施工する場合は、適切な理由があるか）  |    |                 |
| 対象者         | 建築物等の所有者又は借受人か   |    |                 |
| 妥当性         | 事業の目的や内容がふるさとづくり事業の趣旨に合致しているか<br>事業内容と事業費、スケジュールは妥当か<br>(補助対象経費以外の費用が含まれてないか)<br>(積算額は妥当か)<br>(事業内容や実施方法は具体的に考えられているか)<br>観光サインや休憩施設等として、市が求める基準を満たしているか |    |                 |
| 公益性<br>貢献性  | おもてなし・にぎわい創出に貢献するか   |    |                 |
| その他<br>特記事項 |  |    |                 |

## 3. 委員間の意見調整

委員会において、提案に係る各委員の審査結果を確認の上、委員間の意見調整を図る。

## 4. 審査結果のとりまとめ

「2. 審査基準」に基づく審査及び「3. 委員間の意見調整」を経て、委員会としての意見を集約し、補助金交付の妥当性について判断。もって市長へ報告する。